

福井県男性育休促進企業奨励事業実施要綱

(通則)

第1条 福井県男性育休促進企業奨励事業補助金の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下、「規則」という。）および健康福祉部こども未来課所管補助金等交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、男性労働者による育児休業の取得促進に取り組む事業者に対し、その取組状況に応じた奨励金等を支給することにより、男性が育児休業を取得しやすい職場環境整備を促進するとともに、育児休業取得期間の長期化を進めることで、男性の家事育児時間を増やし、子育てにかかる負担を軽減することを目的とする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、福井県とする。

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児・介護休業法

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）をいう。

(2) 育児休業

育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をいう。

(3) 労働者

労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。

(対象事業主)

第5条 この事業の対象となる事業主（以下、「対象事業主」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本社または事業所を有すること。

(2) 雇用保険適用事業所であること。

(3) 「ふく育応援団」従業員応援企業に登録し、男性が育児休業を取得しやすい職場環境整備に向けた具体的な取組を行う旨の宣言を行うこと。

(4) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人でないこと。

(5) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする事業主もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある事業主でないこと。

(6) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

- (7) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がないこと。
- (8) 第6条に定める労働者がいること。
- (9) 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業制度（出生時育児休業を含む）について就業規則等に規定していること。

（対象事業主の責務）

第5条の2 この事業の申請にあたり、対象事業主は、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 就業規則等に、次に掲げる事項を規定し、当該規定に基づき業務体制を整備すること。
 - ①育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに関する事項
 - ②育児休業取得者の業務の整理、引継ぎに関する事項
 - ③引継ぎ対象業務の見直しの検討に関する事項
- (2) 第6条に定める労働者に対し、次に掲げる事項を参考として、家事育児の分担等、育児休業中の過ごし方等に関する情報提供等を行うこと。
 - ①育児休業の経験がある男性労働者との情報交換会等の開催
 - ②地方公共団体等で開催している家事育児教室、プレパパ講座等の情報提供および参加勧奨
 - ③国、地方公共団体、民間企業等が発信している家事育児および育児休業中の過ごし方等に関するコンテンツ、刊行物等の提供

（対象となる労働者）

第6条 この事業の対象となる労働者は、令和5年4月1日以降に、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 雇用保険の被保険者として雇用されている男性労働者であること。
- (2) 対象事業主の県内の事業所に勤務する労働者であること。
- (3) 連続5日（勤続を要する日として5日間）以上または通算15日以上（勤務を要する日を10日以上含む）の育児休業を取得していること。
- (4) 育児休業終了後に職場復帰し、申請日まで雇用保険の被保険者として継続して雇用していること。

（対象となる取組）

第7条 この事業の対象となる取組は別表のとおりとする。

（奨励金額および補助金額）

第8条 この事業の奨励金額および補助金額は別表のとおりとする。ただし、別表②-2および③について厚生労働省の両立支援等助成金（以下、国助成

- 金) の対象となる場合は、国助成金の支給金額または支給相当額を控除する。なお、奨励金の支給および補助金の交付は各年度の予算の範囲内とする。
- 2 別表①～③に定める奨励金および補助金の対象となる育児休業の日数は、育児休業を取得する労働者の養育する子1人の支給および交付につき最大360日までとする。
- 3 同一事業主に対する奨励金および補助金は、国助成金を含む支給金額および補助金額の累計が602万円に達するまで複数回支給および交付できるものとする。
- 4 別表②—2に定める奨励金の支給は、前項に定める累計額とは別に、支給金額の累計が72万円に達するまで複数回支給できるものとする。
- 5 複数年度にわたり支給および交付する場合は、各年度の支給金額および補助金額を累計し、その額が前2項に定める累計額に達するまで複数回支給および交付できるものとする。

(支給申請および交付申請兼実績報告)

- 第9条 奨励金の支給および補助金の交付を受けようとする対象事業主は、第6条に該当する労働者が職場復帰をした日の翌日から3か月以内に、支給申請書および交付申請書兼実績報告書(様式第1号)および次の各号に定める必要書類を添えて知事に申請するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。
- (1) 就業規則等(第5条第1項第9号の要件を満たしていることが確認できるもの)の写し
- (2) 県税に滞納がない旨の納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書
- (3) 別表の「3 必要書類」に定める書類
- (4) 福井県が別に定める育児休業にかかるアンケート調査票
- (5) その他知事が必要と認める書類

(支給決定および交付決定兼額の確定)

- 第10条 知事は、前条第1項に規定する支給申請書および交付申請書兼実績報告書を受理した後、速やかに申請内容の確認を行い、奨励金の支給(補助金については交付)の可否を決定し、その結果を申請者に支給決定通知書(補助金交付決定兼額の確定通知書)(様式第2号)または不支給決定通知書(補助金不交付決定通知書)(様式第3号)により通知するものとする。

(奨励金の支給および補助金の交付にかかる請求)

- 第11条 前条の規定により支給決定の通知(補助金交付決定兼額の確定の通知)を受けた対象事業主は、奨励金の支給(補助金については交付)を受けようとするときは、奨励金請求書(補助金交付請求書)(様式第4号)を知事に提出するものとする。

2 知事は請求書の受理後30日以内に奨励金および補助金を支払うものとする。

(奨励金および補助金の返還)

第12条 知事は、虚偽の申請その他の不正行為によって奨励金の支給および補助金の交付を受けた者に対し、奨励金および補助金の全部または一部を返還させるものとする。

(証拠書類等の整備および保管)

第13条 対象事業主は、奨励金の支給および補助金の交付を受けた場合は、申請に係る状況を明らかにした帳簿および書類等を整備し、これを申請後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

(申請期限に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から同年7月27日までの間に職場復帰をした労働者にかかる支給申請および交付申請兼実績報告については、第9条第1項の規定にかかわらず、令和5年10月27日までに知事に申請するものとする。

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月10日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

別表（第7条、第8条および第9条関係）

1 対象となる取組	2 奨励金額および補助金額	3 必要書類
① 育休スタート奨励金 連続5日以上の育児休業を取得した場合	30万円（定額、1事業主1回限り） ※取得日から遡って過去2年間に育児休業の取得実績がない場合に限る	・取得日から遡って過去2年間に育児休業の取得実績がない旨の宣誓書 (国助成金の支給決定通知書の写しをもって宣誓書に代えることができる)
②-1 育休応援奨励金	育児休業の取得期間15日あたり10万円	・労働者から提出された育児休業取得の申出書の写し ・育児休業を取得した労働者の取得実績が確認できる書類（出勤簿またはタイムカードの写し）
②-2 代替人員確保加算 育児休業取得者の育児休業期間中に、育児休業取得者の代替人員として、新たな労働者を雇用した場合	育児休業の取得期間15日あたり3万円 ※育児休業の取得期間15日あたり12日以上（勤務をする日を10日以上含む）において、新たな労働者を雇用した場合に限る ※国助成金の対象となる場合、プラチナくるみん認定加算を除き、重複する部分を上記支給額から控除した額	・雇用の実態が確認できる書類（雇用契約書、辞令、労働者派遣契約書の写しなど） ・育児休業取得者の代替人員であることが確認できる書類（育児休業取得前および取得期間中の組織図、業務分担表など） ・新たに雇用した労働者の就業実績が確認できる書類（出勤簿、タイムカードの写しなど）
②-3 部下をもつ上司の育児休業取得にかかる加算 ②-2の対象となる育児休業取得者が指揮命令権をもつ役職であり、かつ指揮命令を行う労働者がいる場合	②-2の奨励金額に対し、育児休業の取得期間15日あたり3万円を加算（定額）	・育児休業取得者の身分が確認できる書類（辞令の写しなど） ・指揮命令系統が確認できる書類（組織図、業務分担表など）
③ 同僚への応援手当奨励金 育児休業取得者が属する部署等の労働者に対し、育児休業取得者の業務を代替する対価として手当を支給した場合	下記ア、イを比較して少ない方の額（1,000円未満切捨て） ア 育児休業の取得期間15日あたり5万円を乗じた額 イ 対象となる手当の実支出額 ※国助成金の対象となる場合、プラチナくるみん認定加算を除き、上記による交付額か	・手当の名称、内容が確認できる書類（支給通知書の写しなど） ・支給の実支出額が確認できる書類（支給対象者の賃金台帳の写しなど） ・育児休業取得者と同所属であることが確認できる書類（組織図、業務分担表など）

1 対象となる取組	2 奨励金額および補助金額	3 必要書類
④ 育休取得者への手当奨励金 育児休業取得者に対して育児休業給付金への上乗せを目的とした手当等を支給した場合	ら重複する部分を控除した額 下記ア、イ、ウを比較して最も少ない額（1,000円未満切捨て） ア 育児休業の取得期間15日あたり5万円を乗じた額 イ 対象となる手当の実支出額 ウ 育児休業取得者に支給された育児休業給付金と当該取得者の育児休業給付金の支給決定にかかる賃金月額に80%を乗じ取得日数を乗じた金額との差額	・手当の名称、内容が確認できる書類（支給通知書の写しなど） ・支給の実支出額が確認できる書類（支給対象者の賃金台帳の写しなど） ・育児休業取得者が育児休業期間中に受給した育児休業給付金支給決定通知書の写し（申請の対象となる育児休業期間中のものすべて）
⑤ 長期の育休取得奨励金 育児休業取得者が通算90日間の育児休業を取得した場合	30万円（定額）	—